

米空軍嘉手納基地所属のF-15 戦闘機の墜落に関する意見書

去る6月11日午前6時過ぎ、那覇市の南約80キロの海上で、飛行訓練中だった米空軍嘉手納基地所属のF-15 戦闘機が墜落した。

米空軍が5月上旬、世界各地で死傷者を出す重大事故が相次いでいるのを受け、全ての航空機の飛行を1日停止して安全点検を実施していた直後の墜落である。

沖縄では米軍機の事故・トラブルが頻発しており、原因の究明が尽くされないままに飛行再開が強行され、また事故・トラブルを引き起こすという悪循環が繰り返されている。

1972年の日本復帰後に県内や近海、周辺の訓練区域で起きた米軍機の墜落事故は48件、このうち79年に嘉手納基地に配備されたF-15の墜落は機種別で最も多く10件となっている。沖縄の米軍機は1年に1度、嘉手納基地のF-15は4年に1度の割合で墜落事故を起こしている。

このように米軍機事故が繰り返される現状は異常であり、事故発生からわずか2日後にF-15 戦闘機の飛行訓練を再開させたのは、あまりにも県民の生命と安全を軽んじるもので、言語道断である。

米軍機の事故のたびに、米軍や関係機関に繰り返し嚴重に抗議及び要請を行ってきたにもかかわらず、米軍は安全確認ができたとして飛行再開を強行し、事故・トラブルを繰り返す現状は、米軍の航空機整備や安全管理体制の構造的な不備を指摘せざるを得ない状況となっている。

米軍機が頻繁に発着する嘉手納基地、普天間飛行場を抱える沖縄では、取り返しのつかない重大事故が起きるのではないかと、との不安と恐怖の声が高まり、市民・県民の怒りと憤りは頂点に達している。

よって本市議会は、市民・県民の生命と財産を守るため、F-15 戦闘機の墜落事故に嚴重に抗議をするとともに、関係機関へ下記事項の実施を強く求める。

記

- 1 事故原因の徹底究明と公表及び再発防止策が確保されるまでF-15 戦闘機の飛行訓練を一切中止すること
- 2 住民居住地上空での飛行訓練を禁止すること
- 3 県内配備の全米軍機において、点検整備及び運用の検証を行い、実効性のある事故再発防止策を講じること
- 4 日米地位協定の抜本的改定、在沖米軍基地及び訓練水域・空域の整理縮小を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年（2018年）6月15日

那 覇 市 議 会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、
沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長